

## 第1章 名称

本団体の名称は「鳥大ローバース」とする。

## 第2章 目的

野外活動、国際交流、ボランティア等を行うことによって、コミュニケーション能力や自分で考える力を身につけ、社会に貢献できる人間になることを目的とする。

## 第3章 活動場所

主に鳥取大学で活動する。

## 第4章 構成と役割

### (1) 構成

メンバー構成は以下のように分ける。

- 1 代表 1名
- 2 部員

部員の中から次の役職を選出する。

- 1 副代表
- 2 会計
- 3 広報

### (2) 各役職の役割

代表 部員をまとめ、部の意思決定を最終的に行なう。

## 第5章 構成員の条件

サークルに入部を希望する者は以下の条件に適合しなければならない。

- 1 部の承認を得ること
- 2 サークルの運動に理解を示している者
- 3 部の定める加入申請書を提出すること

## 第6章 サークル活動

サークルの活動については、部内で定める計画書フォーマットに従う。

- 1 地域への奉仕、地区、その他への奉仕
- 2 サークルとして行う年間プログラム
- 3 有志部員によるプロジェクト活動
- 4 国際交流

## 第7章 会計と資金

- 1 活動費は部員各自が実費を負担する。
- 2 会計年度は毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

## 第8章 会議

- 1 月に一度 定例会を行う。
- 2 その他、必要なときに行う。
- 3 サークルによる承認は部員の過半数による賛成によってなされる。

## 第9章 サークルの役員

- 1 以下の役員はサークルの承認によって決まる。

・ 代表	1名
・ 副代表	1名
・ 会計	1名
・ 広報	1名

- 2 任期は4月1日から翌年3月31日までの1年とし、再任も可。
- 3 その他 必要に応じてサークルの承認によって定める。
- 4 役職は兼任できるものとする。
- 5 何らかの理由で役員の仕事が続けられなくなった場合、任期にかかわらず速やかに新しい役員を選出する。

## 第10章 定款の修正

- 1 ここに定めのない事柄または改正を要する内容については、事由の生じた時点ごとに代表と副代表が作成し、部員の3分の2以上の承認を経て、決定する。
- 2 決定事項の報告は顧問に対して速やかに行う。

## 第11章 資料の保管

各種資料は顧問のもとに保管する。